

「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」について

阿部 寛

はじめに

明治典憲体制が実効性を持っていた時代において、当時の皇族は、内廷⁽¹⁾、秩父宮⁽²⁾、高松宮及び三笠宮に属する方⁽³⁾以外は、伏見宮若しくはその分流の宮号又は有栖川宮⁽⁴⁾に属する方となる。裕仁親王（昭和天皇）が成人するまで、成人の「親王」といえば全員が明治二十二年二月十一日御裁定の皇室典範（以下、「明治皇室典範」とする。）第五十七条により特例として認められた宣下親王のみであった。大正天皇は、踐祚の直後、伏見宮貞愛親王及び有栖川宮威仁親王⁽⁷⁾に補佐を求める勅語を賜い、昭和天皇も踐祚の直後、閑院宮載仁親王⁽⁹⁾に同様の勅語を賜わっている。すなわち、明治典憲体制下の皇室も、御直系から見れば遠系の四親王家とその分流の方の御存在が前提であったといえる。皇室の御直系から遠系の方がなぜ皇族たりえたかについて、酒

卷芳男⁽¹⁾（昭和六十二年）は、天皇の御直系が途絶えた場合に血統の近遠に拘らず御直系に代わり継承するという四親王家の制度は、天皇が国民の一員であることを示したものであり、皇族という觀念が貴族という觀念から独立して、「天皇たることあるべき種族」と云うことを表わしたものであるからとしている。

ところが、大正天皇には、裕仁親王の外に、三人の親王がおられ、同天皇の時代においては、他の多くの宮家も若い皇族男子がおられる状態となったため、皇族の数の抑制が問題とされるようになった。

「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、このような背景で、明治四十年二月十一日御裁定の皇室典範増補（以下、「明治四十年皇室典範増補」とする。）第一条の規定による勅旨による王の臣籍降下の範囲を定めたおおよその基準として制定された。

近年、この「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」については、いくつかの先行研究において論じられている。

神崎豊⁽¹²⁾(平成十八年)は、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」について、昭和二十二年十月の臣籍降下の問題として、沿革的に論じている。また、永井和⁽¹³⁾(平成二十四年)は、当時の宮内大臣であった波多野敬直の辞職経緯を「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」制定経緯(但し、裕仁親王(昭和天皇)の摂政就任問題及び同親王と良子女王(香淳皇后)の婚約問題(宮中某重大事件)にも言及している。)のなかで論じている。

さらに、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が存在していたことを根拠に、現在問題となっている旧皇族の皇籍復帰の是非につき、消極論が主張されている。市村慎一氏や所功氏等は、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」制定によって、昭和二十二年十月十四日の臣籍降下が行われなかったとしても、一定世数以下の王は降下しなければならなかったと主張している⁽¹⁴⁾。政府が平成十六年に設置した「皇室典範に関する有識者会議」の資料及び平成二十四年に行われた「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」の「参考資料」(この二つの資料は、同内容)でも同様の論旨⁽¹⁵⁾である。

しかし、このような主張は、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」をあたかも憲法や皇室典範と同様の「不磨の大典」

のように扱っている点で疑問を持たざるをえない。もちろん、所功氏も皇族の状況によって「見直される可能性があった」とするが⁽¹⁶⁾、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の形式や効力に着目した場合、憲法や皇室典範のように国民を拘束する法規性のあるものとは、「見直し」の手法や効果も違ってくる⁽¹⁷⁾と考える。本論文では、明治皇室典範や明治四十年皇室典範増補との関係や法的性質といった法的側面、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の規定の例外的可能性、そして、終戦に伴い「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が廃止された事情といった先行研究が顧みてこなかった形式と効力に着目して、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」制定以後、一定世数以下の王は降下しなければならなかったという主張に反論をなすことができる⁽¹⁸⁾と考える。これが、本論文の目的である。

一、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」について

ここでは、本論の前提として、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」がどのような経緯で制定されたのか、そして、その内容について述べたいと考える。

(一) 制定過程

この点については、梶田明宏・内藤一成⁽¹⁷⁾(平成十二年)、

前掲神崎豊（平成十八年）及び前掲永井和（平成二十四年）において以下のように紹介されている。

明治皇室典範は、皇族女子が臣籍にある者と婚姻する他（第四十四条）、皇族の臣籍降下を認めていなかった。明治四十年皇室典範増補において、新たに、臣籍降下に関する規定が設けられ、明治四十三年には、北白川宮能久親王の第四男子輝久王が小松の家名を賜い華族（侯爵）に列せられた。しかし、皇族の数が増えすぎないようにするため、王の臣籍降下に一定の基準を作ると認識されるようになり、帝室制度審議会において総裁伊東巳代治、倉富勇三郎、平沼騏一郎、岡野敬三郎、石原健三等が立案したようである。

このときに得られた成案は「皇族ノ降下ニ関スル内規」案として審議され、大正九年三月に諮詢を受けた枢密院において、当該案が王の勅旨による臣籍降下の一応の基準であるという性格から題名を「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」に変更する等の修正議決があった。その後、諮詢を受けた皇族会議においては、会議の開催延期や反対論が出る等紛糾したようであり、結局は議決せずに閉会となった。それでも皇族会議においても一応の諮詢を経たということにされ、大正天皇の裁可を得ているようである。

以上が制定の経過であるが皇族会議の議決が得られな

かった案件を、既にご不例であられた大正天皇に責任を負わせる形となっており、この制定過程のどこまでが妥当であったかは考慮すべきである。しかし、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」のような内規に明確な制定手続があるわけではなく、本研究においては、この点の不当の判断は後日の課題として議論を進めることにする。

（二）「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の内容

「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、前述したように、明治四十年皇室典範増補第一条に規定する勅旨による臣籍降下の範囲についておおよその基準を定めたものである。王の臣籍降下は情願を原則とする前提のもと、情願がないときは、皇玄孫の子孫たる王が長子孫の系統四世孫以内を除く王を勅旨による降下の範囲とし（「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」第一条）、長子孫の系統を定めるのは、原則皇位継承の順序によるものとした（同第二条）。また、宣下親王の子孫、実際に宮号を有している王の子孫並びに兄弟及びその子孫に準用することを定め、この場合の四世孫という世数は、邦家親王の子を一世として、算出するとした（同附則第一項）。

これらの規定には、明文の例外が存在し、且つ、明文がなくても、その性質上、例外の可能性を考えなくてはなら

ないが、この点については後述する。

さて、実質的に「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」との關係で臣籍降下が問題となつたのは、同附則第一項の規定の適用を受ける王であつた。具体的には、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」施行当時（大正九年五月十九日から昭和二十一年十二月二十七日まで）、宮号を有せず、且つ繼承する予定のない王であつた。すなわち、各宮家の第二男子以下の王のことであつた。

なお、ここで同附則第一項の規定と密接に関係あるのが宮号である。明治皇室典範制定以後、今日に至るまで宮号について明記した法令は制定されていない。宮号を賜つた皇族について、一定の職員が配置されるといふ皇室令の規定は存在したが、これは反射的な規定に過ぎない。

このようななかで宮号を考える上で、参考になる記載が『牧野伸顯文書』所収の「華頂宮ノ稱號ハ絶ユ」という意見書にあつた。

按スルニ宮號ノ性質及之カ繼承ニ付テハ何等明文ノ規定スル所ナシ。然リト雖モ各般ノ皇室法規ト慣例トニ依テ考察スレハ其ノ間自ラ一定ノ規準アリト云フヘシ。

曰ク宮號ハ特定ノ皇族御一人ニ賜ハル單純ナル稱號ニシテ其ノ直系及其ノ配偶者之ヲ唱フルコトヲ得。稱號ヲ賜ハリタル皇族薨去スルトキハ他ニ稱號ヲ有セサル

直系之ヲ繼承ス。若シ直系ナキトキハ直系ノ寡妃稱號ヲ用フルコトヲ得。宮ノ私事ハ薨去セル皇族ノ寡妃之ヲ掌ル是等ニ該当スル皇族ナケレハ稱號即チ絶ユ。

この文書においては、当時の皇室に関する法規と慣例から、このような規則性が見出されている。

即ち、宮号とは、勅旨により、皇族個人に賜る称号とされて⁽²¹⁾いた。この宮号は、直系及び配偶者が唱えることができ、直系卑属かつ宮号を有しない親王又は王が繼承する。親王又は王がいなときは、寡妃が宮号を唱えることができる。これらに該当する皇族がいなくなれば宮号は御断絶となる。

そもそも、「天皇ハ皇室ノ家父タリ」と『皇室典範義解』⁽²²⁾にあるように、皇室において、一般国民の家における「戸主」に相当するのは天皇であつて、宮号を有する親王及び王は、戸主ではない。宮号の繼承は、原則、父子間で行われていて、明治皇室典範制定以後、兄弟間における宮号の繼承は、有栖川宮威仁親王（明治二十八年熾仁親王薨去による）のみであつた。⁽²³⁾これは兄弟同士では別の宮号に属する場合が多かつたことによると考えられる。⁽²⁴⁾また、明治皇室典範制定以後、親子、兄弟以外での繼承事例は存在しない。このようなことから、宮家の第二男子以下には、宮号が新たに宣賜されない限り、臣籍降下させるよう運用された

ようであった。また、宮号は、一般家庭の家督相続とは異なり、直系が断絶した場合であっても、第二男子たる親王又は王が継承するとは限らないのである。

ただし、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の前提とする明治四十年皇室典範増補第一条による臣籍降下は、家名を賜い、華族に列せられることになっていた。⁽²⁵⁾この点、日本国憲法第十四条が華族制度を含む貴族制度を禁止しているため、皇族の身分を離れると一般国民と同一の身分となることしか規定のない現行法と異なるところである。⁽²⁶⁾

二、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の法的側面から見た問題点

大正九年の「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」制定当時は、多くの宮家において、若い皇族男子が必ずいた状況であった。⁽²⁷⁾しかも、伏見宮、⁽²⁸⁾山階宮、久邇宮、⁽²⁹⁾東久邇宮、⁽³⁰⁾朝香宮⁽³¹⁾には当主又は継嗣以外にも男子がいて、皇族が増えていく可能性があった。そこで、明治四十年皇室典範増補第一条で認められている王の臣籍降下の制度を積極的に活用していくという意図であったと考えられる。

しかし、明治皇室典範において、永世皇族主義を採用し、明治四十年皇室典範増補により、王の臣籍降下に関する規定が設けられた際も、本論文で明確にするように、永世皇

族主義に変更はなかったのであるが、⁽³²⁾「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の規定は、永世皇族主義を規定する明治皇室典範や臣籍降下の可能性について規定した明治四十年皇室典範増補と一見矛盾するようにも見える。

前掲の永井和⁽³³⁾(平成二十四年)は、枢密院の審議において、この内規が基準を示したものに過ぎないという理由で名称が「皇族ノ降下ニ関スル内規」から「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」に改められたこと、及び、皇族会議の審議において、当時、伏見宮の継嗣であった博恭王が「増補には華族に列せしむことあるへしとあるに、準則には華族に列すと決定的の辞を用ゐ在り。何の為なるや」と質問したのに対し、倉富勇三郎より何らかの答弁があったことを指摘している。即ち、明治皇室典範及び明治四十年皇室典範増補との矛盾があるのではないかとの疑念が制定当時に存在したということであろう。もし、皇室典範増補の規定を施行するにあつたの内規が、皇室典範及び皇室典範増補の規定に反するものであれば、その内規は違法な存在になつてしまふ。仮に、合法かつ明確に永世皇族主義を廃止するのであれば、明治皇室典範及び明治四十年皇室典範増補の規定を改正しなければならぬはずである。

三、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の位置付け

そこで、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の位置付けが問題となる。明治皇室典範及び明治四十年皇室典範増補との関係、並びに、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」そのものの法的性質を考えなければならぬと考える。

そのうえで、当時実際に問題とされた事案をもとに、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の運用や例外の可能性について検討してみたい。

(一) 皇室典範及び皇室典範増補との関係について

では、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、明治皇室典範及び明治四十年皇室典範増補との関係がどのようなものであったか検討したい。

この点、平成二十四年に行われた「皇室典範に関する論点整理」において作成された「参考資料」の五十二、五十七及び五十八頁に、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」についての記載を見ると、この規定により、「王については、原則として、長男の系統の八世までを皇族とし、それ以外は皇籍離脱することとされた。」とし、現在の旧皇族については、「十一の宮家それぞれについて長男の系統のみ十七世（二十世までを皇族として）」「十七（二十世であって

も次男以下の系統は皇籍離脱することとされていた。また、長男の系統も二十一世は皇籍離脱することとされていたので二十二世以降は誕生したときから皇族ではないこととされていた」との記述がある。あたかも明治皇室典範及び明治四十年皇室典範増補の内容が変更され、一定の皇族が自動的に皇族でなくなるかの印象を受ける記載である（前述の市村氏、所氏も同旨）。このような記述は、不正確な記述であることを指摘する。

なぜなら、明治四十年皇室典範増補第一条の規定による臣籍降下である以上、情願に依る場合か勅旨に依る場合かに関わらず、皇族会議及び枢密院の議を経て勅定する必要があったからである（明治四十年皇室典範増補第五条）。この点は、枢密院でも「王降下ノ事案ニ就テハ一々皇族会議及枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ勅定セラルヘキコト言フ須ヒス」と明言されていた。⁽³⁴⁾すなわち、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」に該当する王が臣籍降下の情願をしなければ、勅旨により臣籍降下させるべく手続がなされる可能性はある。しかし、実際に臣籍降下するかどうかは別問題である。

明治四十年皇室典範増補の規定が明治皇室典範の規定する永世皇族主義の例外である以上、当然、この準則もまた、永世皇族主義の例外なのである。実際に、日本国憲法施行を控えた昭和二十一年十二月に、明治四十年皇室典範増補

の一部が改正することになった際（昭和二十一年十二月二十七日公布）、枢密院における「宮内大臣説明」では、この点につき、以下のように説明している。⁽³⁵⁾

皇室典範におきましては、皇子孫が累世皇族たることを失はざらしむるの主義を採つて居りまして、明治四十年の増補制定に当りまして、此の主義に変更は無いので御座居ますが、只王に付ては勅旨又は情願により家名を賜ひ華族に列しめらるゝことあるべき旨を規定し、以て変通の途を拓くことにせられ、今日に至つた次第で御座居ます。

ここで、「今日に至つた」というのは、当然、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が存在することを前提としていることとは言ふまでもない。当時の宮内大臣が枢密院でこのように説明しているということは、宮内省としても、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」によつて永世皇族主義が否定されていなかったと解釈していたことを意味する。

しかも、前記の案件に係る枢密院の審査報告である「皇室典範増補中改正ノ件外三件審査報告」⁽³⁶⁾（昭和二十一年十二月十八日）によれば、

按ずるに、本案の四件中第一の件は、終戦後の国情の変化に伴い、皇子孫が累世皇族たるの主義に対し広く変通の途を拓き、臣籍降下の範囲を拡張することを主

眼とするものであつて、事情止むを得ない措置と言わざるを得ない。爾余の三件は、これに伴つて関係規定を整理しようとするものであつて

と説明している。この審査報告によれば、明治四十年皇室典範増補施行から、この審査報告の日付である昭和二十一年十二月二十七日に至るまでの間であつても、永世皇族主義を依然採用していたのであつて、これに対し、「変通の途を拓く」というのである。

『清水澄文書』⁽³⁷⁾所収の東宮御進講用の教材である清水澄著「皇室典範増補」においても、同様の記述となっている。すなわち、同書によれば、「皇室典範ニ於テハ」「百世皇族ノ主義ヲ立テテ、本則ト為シ、苟クモ皇胤ニ属セラルル御方ハ、世数ヲ問ハズ総テ皇族タルモノトセリ。」として皇室典範の永世皇族主義に触れた上で、「百世皇族主義ニ対シテハ別ニ適當ナル特例ヲ設ケテ、必要ナル疏通ヲ計ルベカラズ。是レ本条ヲ以テ王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ、臣籍ニ降下セラルルコトアルベキ旨ヲ、規定シタル所以ナリ」と永世皇族主義の例外として、明治四十年皇室典範増補第一条の規定による臣籍降下の制度があると述べている。そのうえで、王は、情願又は勅旨により臣籍に降下することとなつていて、「勅旨ニ依リ、王ヲ臣籍ニ降サルルコトニ付テハ、大正九年五月、皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ勅

定セラレタル「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」ト称スル内規アリ。此ノ内規ハ、勅旨ニ依ル王ノ臣籍降下ノ常軌タルベキモノノであるとして、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」について指摘している。そして、「勅旨ニ依リ王ヲ臣籍ニ降下セシメラレタルコトハ、今ニ其ノ例ナシ」と述べ、実際には「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の前提たる勅旨による臣籍降下の事例がないことに言及している。⁽³⁸⁾

つまり、これらの見解によれば、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、永世皇族主義の原則に対して設けられた勅旨による臣籍降下という例外の制度を運用するためのものと解していたようだ。

もちろん、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の制定によつて、一定世代以下の皇族が皇族の身分を離れる可能性があった。しかし、明治四十年皇室典範増補は、勅旨により臣籍降下する場合であっても、皇族会議及び枢密顧問の諮詢を経ることを要求しているのであるから、諮詢を受けた機関の裁量が生じることになる。あくまで臣籍降下の可能性があるに過ぎないのであつて、明治四十年皇室典範増補第一条の規定とは違ふ趣旨で、王を確定的に降下させるという効果は生じていない。

「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」という内規を制定することによつて、明治四十年皇室典範増補第一条に基づく王

の勅旨による降下につき、その勅旨による降下基準を予め定めることは、皇室典範及び皇室典範増補に反しない限り可能である。そして、上記の事情に鑑みれば、確定的に一定世代以下の王を降下させようとするものではない。このように解釈すれば、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を合法的に説明できる。

(二) 法的性質

ア、法的性質をめぐる見解の相違

「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」については、他の皇室に関する諸規定と比べて、特殊な点が存在する。この法的性質について、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を廃止するにあつて開かれた枢密院の審査委員会において、潮恵之助委員長より加藤進宮内次官に質問があつたところ、「皇室令と同一である旨答弁があつた」⁽³⁹⁾。その下で、以下の点に鑑みると疑問がある。

この内規の制定当時に遡ると、法的性質について争いがあつたことがわかる。「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の性質について、枢密院では、「皇室典範増補ト本案ノ関係如何ヲ審査スルニ、本案ハ何等新規ノ主義ヲ規定シタルモノニ非ス。又固ヨリ典範増補ノ趣旨ニ矛盾スルモノニ非ス。

唯典範増補第一条ニ王ハ勅旨ニ依リ臣籍ニ降下セシムルコトアルヘキ旨ノ明条アルニ基キ之ヲ實際ニ施行スル際常例トシテ準拠スヘキ基矩ヲ示スモノナリ。故ニ特殊ノ事情アル場合ニ対シ固ヨリ終始一律ヲ以テ揆シ難キハ止ムヲ得サル所ニ属ス。乍併王降下ノ事案ニ就テハ一々皇族会議及枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ勅定セラルヘキコト言フ須ヒス。其ノ個々ノ場合ニ於テ大体本案ノ規定ニ準拠シ且事態ノ緩急ニ応シテ其ノ宜シキヲ裁酌スヘキモノナリ。従テ本案ノ性質ハ常例トシテ準拠スヘキ大体ノ準則ナリ。此ノ性質論ニ付テハ宮内当局ニ於テモ亦同一ノ見解ヲ持スル旨ヲ表明セラレタリ。(句読点筆者)とある。⁽⁴⁰⁾

即ち、枢密院では、この準則は、明治四十年皇室典範増補第一条を施行するに当り常例として依拠すべき基準を示すものであつて、特殊の事情があるときは、必ずしもこれに拘束されないという見解であつた。これに対し、宮内省に異論があつたようである。『牧野伸顕文書』所収の「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」⁽⁴¹⁾によれば、「形式的ニ論スル時ハ正ニ斯クノ如キモノナルベシ」として枢密院の解釈に理解を示しつつ、「本準則ハ其ノ内容ニ於テハ典範増補第一条ノ施行準則ナルカ故ニ皇室典範ノ施行準則タル性質ヲ有スル他ノ皇室令ト変ルトコロナク其ノ制定手續ニ於テハ皇族会議及ヒ枢密顧問ノ諮詢ヲ経タルカ故ニ他ノ重要ナル

皇室令ト変ルトコロナク而シテ又皇室令ノ形式ヲ有セサルモ之カ施行ニ関シテハ関係者タル皇族、枢密院及宮内大臣ニ御沙汰アリタルモノナリ」という理由で「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」にできる限りよるべきことを論じている。しかし、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の例外をどのように行うかについて、宮内省に確信があるわけではないらしく、「準則改正ヲ奏請スルカ特例トシテ皇族会議及枢密顧問ニ御諮詢ヲ奏請スル等ノ方法ヲ考ヘ得ルモ此ノ点ニ関シテハ当該事由ノ重大性乃至ハ緩急性等十分検討シタル上ニ非スシハ予メ意見ヲ決定スル能ハサルモノトス」と論じ、結局は、例外について柔軟に対応できる含みを残している。このように、宮内省は、明治四十年皇室典範増補第一条の施行準則であつて、実質的に皇室令と同一であるとの見解をとつていた。

イ、特徴から観察した法的性質

さて、単なる内規にすぎないのか、皇室令に準じるのかという対立が存在していたことになるが、上記法的性質の見解の相違を受け、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の法的性質はどのようなものであつたか検討したい。

(ア) 法形式

まず、「準則」という名称の意味について考えると、有賀長雄が明治期に著した『法制講義』（明治四十二年）⁽⁴²⁾等を見ると、法規の性質のある法令を含んだ意味になっている。しかし、その後の「準則」という名のつくものを見ると、たとえば、「児童虐待防止法施行準則」（昭和八年八月二日発社第一〇三号内務省社会部長通牒）のように、解釈や運用の基準を定めたものが「準則」という言葉がついた名称となっている⁽⁴³⁾。この点は、当初「皇族ノ降下ニ関スル内規」であった案が、最終的には「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」⁽⁴⁴⁾に変わった事情に符合する。このように考えると、「準則」とは、法規としての性質がなく、解釈や運用の方針の方針にすぎないと言える。

また、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の上論と同様な文言の上論によって制定される非公布の内部規定として、陸海軍には、「軍令陸甲」及び「軍令陸乙」という法形式が存在した⁽⁴⁵⁾（「軍令ニ関スル件」（明治四十年軍令第一号）第一条参照）。これらの法形式は内部規定として活用されているが、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」については同様の形式の法令は存在しない。なお、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を廃止する際は、制定の際と同様な法形式で制定されている。

(イ) 行政命令としての性質を有すること

次に、行政命令としての性質を有することを指摘したい。ここでの行政命令とは、法規ではない法的規範である。現在は、行政規則と呼ばれることが多い。田上穰治⁽⁴⁶⁾（昭和十七年）によれば、

行政命令は、法規に非ざる法的規範にして、その拘束力は、相手方の承諾のある場合の他は公法上の特別権力関係に於ける従順の義務に基づく。

従って一般に処分能力ある管理者と同じく、行政府も亦これを発することができる。この特別権力関係には公法上の勤務関係・营造物利用関係・公共組合と社員の関係等があり、これに応じて行政組織の命令・狭義の行政命令（訓令、職務命令）营造物規則及び組合規約等がある。

とある。この上で、一般性を有し、国民の権利を侵害する法規とは違う点を有する行政命令の特徴についてこのように述べている。

第一に、「行政命令は官庁の作用・事務の合目的性に基づく規定に止まり、法規の定立を直接の目的としない。」という点があり、第二に「行政命令の拘束力が相手方の承諾又は特別権力関係に基づく結果、法規の如き變面的拘束力を欠き、殊に発令者を拘束しない。抽象的な行政命令を

定めた行政機関と雖も、個々の場合にこれと異なる処分を為すことが出来る。」という点があると指摘している。

この点、この田上讓治の行政命令に関わる解説は、右に提示した「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」に係る枢密院の解釈と同様である。「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」もここでいう「行政命令」に相当し、外部的効果を有しない。

従つて、効力は、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が伝達された範囲内で生じることになる。しかも、この内規を発令した天皇及び輔弼機関たる宮内大臣を拘束せず、個別の事案によつては、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」と異なる手法を用いることができるのである。

(ウ) 公布・公表がなされていないこと

次に、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が公布・公表されていないという点を指摘したい。「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の上諭は、「朕茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇族ノ降下ニ關スル施行準則ヲ裁定シ其ノ施行ヲ命ス」とあるように公布に関する文言が無く、且つ官報に公布されていない。この点、明治皇室典範も公布されなかったのだが、これは、ヨーロッパ大陸的な「公布」はなされなかったが、伝統的な「公表」はなされたと説明されている。⁽⁴⁷⁾

これに対し、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は「公布」も「公表」もなされていない。右において、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、性質上伝達された範囲につき効力があると述べたが、宮内省、枢密院及び当時の成年に達している親王及び王に裁可が伝達されたにすぎない。『牧野伸顯文書』所収の「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」によれば、次のような記録がある。

皇族ノ降下ニ関スル施行準則大正九年五月十九日御裁可ヲ經テ宮内大臣ヨリ裕仁親王殿下以下十四殿下ニ言上並宗秩寮総裁及有栖川宮華頂宮竹田宮附各宮内事務官ニ通達

(言上殿下)

裕仁親王	貞愛親王
載仁親王	依仁親王
邦芳王	博恭王
博義王	武彦王
恒憲王	邦彦王
守正王	多嘉王
鳩彦王	稔彦王
成久王	

この記録を見ると、当時皇族會議に出席資格のある親王及び王には、全て通達が来ているようだ。このなかには宮

号を有しない邦芳王、博恭王、博義王及び多嘉王が含まれている。したがって、宮内省及び枢密院の他、これらの親王及び王には、通達が到達している以上「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の拘束力がある。ただし、もし、このような通達が、大正九年五月十九日以後に成人した王に交付されていまいとしたり、その王には、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は適用できなくなる。

当時、宮内省にいた酒卷芳男の『皇室制度講話⁽⁴⁸⁾』では勅旨による降下について「特別な要件は附せられて居ない」と述べ「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」があたかも存在しないかのような書き方であった。また、他の憲法や皇室典範に関する書籍には「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」について触れていない。前掲の枢密院における宮内次官の答弁では、皇室令と同一であるとするが、このように、非公布かつ秘密の扱いになっている以上、国法として国民をも拘束していた「皇室令」とは明らかに相違する。

以上の三点から、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、法規としての性質を有さないものと考えられる。

従って、単なる内規にすぎないのか、皇室令に準じるのかという問題については、あくまで明治四十年皇室典範増補の枠内にあり、その適用には一定の限界があることには変らなかつたのである。しかも、前述したように宮内省も、

皇室典範の原則である永世皇族主義が変更されたわけではないと解していたようだ。

四、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の間接的な適用

さて、明治皇室典範及び明治四十年皇室典範増補との関係や法的性質が以上に述べたようである以上、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の効果は、どのようなものであつたかを考えなくてはならない。

「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を適用した事例は存在しない。だが、存在していた時期に降下した十二王の事例を根拠に効果があつたかのように指摘される⁽⁴⁹⁾。この指摘は間違つてはいないのだが、具体的にはどのような法律構成であつたのかを考えてみたい。これを考えるうえで、試みに「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が有効であつた際の臣籍降下の事例として、「勲一等邦英王殿下二名家ヲ賜ヒ華族ニ列セラルルノ件」『枢密院会議筆記』（昭和六年三月十一日）での二上兵治書記官長の審査報告を見てみよう。

按スルニ本件ノ邦英王殿下ノ臣籍降下ハ同殿下ノ情願ニ依ルモノニシテ先年本院ノ御諮詢ヲ経テ勅定アラセラレタル皇族ノ降下ニ關スル施行準則ト称スル内規ノ適用ニ屬スルモノニ非スモ同殿下ハ此ノ施行準則ノ規

定ニ依ルモ勅旨ヲ以テ臣籍ニ降下セシメラルヘキ身位
ニ在ラセラルルコトモアリ其ノ情願ハ之ヲ允許アラセ
ラレ然ルヘキニ由リ本案ハ此ノ儘可決セラルヘキモノ
ト思料ス

すなわち、右によれば、邦英王より臣籍降下の情願があり、皇族ノ降下ニ関スル施行準則による降下ではないが、同準則の規定によれば勅旨により華族に列せられるべき身位にあるので、そのまま議決すべきだとの説明がなされている。「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が存在した時期の王の臣籍降下に当たり諮詢を受けた枢密院においては、全てこのような説明がなされている。この当時、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の存在を背景に、陸軍士官学校若しくは海軍兵学校又は旧制高等学校卒業を別途として、各宮家の長子孫の系統に属しない王を降下させる政策を採っていたのである⁵⁰。このように、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が存在していた時代の臣籍降下は、全て情願によるものであったのだから、実際に行われた十二の臣籍降下の事例は、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を直接適用されるわけではないが、間接的に適用されていたと評価することができる。

五、例外について

前述したように、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、明治皇室典範に規定した永世皇族主義の規定を変えずに、宮内省、枢密院、伝達のあった親王及び王のみに効力を有する行政命令であった。更に、実際の運用については、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を直接適用せずに、その存在を背景に臣籍降下の事実を処理したのである。今日において、梶田明宏⁵¹が、皇族会議で異論が出て議決しなかったこと及び公布されなかったことを根拠に、弾力運用の含みを持たせたと論じている。しかし、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の上記の性質から、そもそも一律に適用される性質ではないのである。そこで明文の例外と、且つ明文にない例外が検討されていた事例を指摘する。

(一) 明文の例外

そこで、まず、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」に規定のある明文の例外については以下の四つが存在する。

第一に、長子孫の系統四世以内にある者が直系尊属たる親王、王に先立ち薨去した場合、兄弟である王が皇位継承の順序に従いこれに代わることとされていた（同第三条）。

第二に、王が皇位を継承した場合、明治皇室典範第三十

二条の規定により親王の号を宣下された皇兄弟の子孫にこれを準用するとされたことである（第四条）。

第三に、博恭王を長子孫の系統と看做す旨規定していることである（同附則第二項）。当時、貞愛親王の子については、皇位継承順位及び班位は、邦芳王が先で、博恭王が後であったが、貞愛親王の情願により、伏見宮の継嗣は、博恭王であった。このため、博恭王は、長子孫の系統にあると看做されたのである。博恭王の子である博義王も降下の手続が進められることはなく、伏見宮の宮号は、貞愛親王の後、博恭王を経て、博義王の子である博明王が承継した。第四に、邦芳王及び多嘉王には、適用がない旨規定していることである（同附則第三項）。

（二）明文のない例外について

前述したように、王の臣籍降下には、皇族会議及び枢密顧問の諮詢を経て勅定すべきこととされた以上、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の規定により、勅旨を以て王を臣籍降下の手続を進めた場合、諮詢を受けた皇族会議又は枢密院において否決されて臣籍降下が行われないという事案

が生じるといふようなことも考えられる。

『枢密院会議筆記』の前掲「皇族ノ降下ニ關スル内規ノ件」によれば、伊東巳代治審査委員長が、「王ノ降下ノ事案ニ就テハ一々皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ勅定セラレヘキコトヲ言フ須ヒス其ノ個々ノ場合ニ於テ大體本案ノ規定ニ準拠シ且事態ノ緩急ニ応シテ其ノ宜シキヲ斟酌スヘキモノナリ」と説明している。そして、この内規の性質について、「常例トシテ準拠スヘキ大體ノ準則」であり、宮内当局も同一の見解を有する旨明言しているとも述べている。前述のとおり、宮内省において多少の異論はあったとしても、事案に応じて例外が生じる可能性が考えられる。実際に、「皇族ノ降下ニ關スル施行準則」の例外を模索した事例があるようだ。ここに、実際に問題となった事例を検討したい。

ア、華頂博信侯爵の身位問題に見る例外の可能性

まず、華頂博信侯爵の事例である。華頂宮博忠王薨去後、弟で博恭王第三男子の華頂博信（博信王）が同宮を継ぐにあつての身位が問題となった。

『牧野伸顕日記』の大正十四年一月二十一日及び二十二日条⁽⁵²⁾によると、

一月二十一日

竹田宮伺候

旧冬及び一月七日両度に伏見妃「経子女王」殿下御來車にて、「華頂宮」博忠王御在世中云々の事を端著に御内願の事を熱心に御話しありたるに付、自分にては如何共手出する事能はず、大臣へ伝へ置くべしと返事したり。念為内話し置くとの事なりしに付、相当に御挨拶振り申上げ置きたり。(以下略)

一月二十二日

(中略)

午後五時突然伏見妃殿下官舎へ御來臨なり、博忠王云々、両姫宮御夢物語りの御話ありて結局御頼みの事あり。仍て相当御挨拶申上ぐ。但御期待遊ばざる様に注意せり。候補者の年齢に付二回の御下問ありたるも、事実に触れず、不得要領に拝答す。今後、も注意を要する事情なり。

ここで、「伏見妃」とは、伏見宮博恭王妃経子のごことである。同妃が竹田宮恒徳王及び牧野宮内大臣に、華頂宮博忠王のことを話題にあげて、熱心に話したというのは、要するに、華頂宮存続を望んでいたということだろう。しかし、竹田宮にとっては、権限外のことであり、牧野宮内大臣としても、不得要領に回答せざるをえなかった。

この点については、前掲「華頂宮御断絶二関スル件」という意見書に収録されている。

新二華頂宮ヲ興スハ不適當ナリ

華頂宮ハ第一項ニ述フル所ニ依リ當然絶エタルモノナリ。然レトモ或ル皇族ニ新二華頂宮ナル称號ヲ賜ハルコトハ法規上之ヲ禁スルコトナシ。宮號ハ思召ニ依リ何時如何ナル皇族ニモ賜ハルコトヲ得ヘキハ久邇宮ニ属セル鳩彦王稔彦王両殿下ニ夫々朝香宮東久邇宮ノ称號ヲ賜ヒ北白川宮ニ属セル恒久王ニ竹田宮ノ称號ヲ賜ヒタルヲ以テ見ルモ明カナリ。

然レトモ今華頂宮ノ称號ヲ他ノ皇族ニ賜ハルハ不可ナリ其ノ主ナル理由左ノ如シ

一、宮號ハ単純ナル称號ニシテ家名ニ非ス而モ家ニ近キ觀念ヲ構成シ易シ。今華頂宮称號ヲ直ニ亦賜ハルカ如キ事アラハ皇室一家ノ主義ニ粉厚セシメ易キ嫌アリ。

二、皇族カ養子ヲ為スコトハ皇室典範第四十二条ノ禁止スル所、宮號ノ繼承即宮ノ繼承ヲ指定、選定スルコト亦法規慣習ノ認めサル所ナリ。博恭王殿下カ宮號ヲ繼承サレタルハ貞愛親王ノ御任意ニ非ス。特ニ貞愛親王並ニ博恭王殿下ニ御沙汰アリタルナリ。今直ニ再ヒ華頂宮ナル称號ヲ賜ハルコトハ是等ノ精

神ニ反ス。

三、宮號ノ承継者ノ曠夫シ又ハ曠夫セムトセル場合
当該宮號ヲ其ノ俣新ニ賜ハリタル例ヲ存セス。之蓋
シ前二項ニ述フル理由ニ依リ典範其ノ他ノ法意ヲ尊
重セルニ由ラスムハアラス。例ヘハ宣仁親王殿下ニ
対シテハ夙ク既ニ高松宮ノ稱號ヲ賜ヒ後ニ至リテ有
栖川宮ノ稱號ヲ賜フコトナシ。又現ニ小松宮ノ稱號
アルコトナク東伏見宮梨本宮ノ稱號承継者ヲ定メラ
ル、コトナシ。

四、現今ニ於テハ新ニ宮號ヲ宣示セラルルハ特例ナ
リ。朝香東久邇宮竹田宮ノ新ニ樹テラレタルハ内親
王殿下ノ配偶タルニ依ルモノト拝察セラル、秩父高
松兩宮ノ稱號ヲ賜ハリタルハ兩殿下未タ唱フヘキ宮
號ナキカ故ナリ 多嘉王殿下ハ今尚久邇宮ニ屬セラ
ル

五、華頂宮ナル稱號ノ復興ハ皇族臣籍降下ニ関スル
内則制定ノ主旨ニ反ス

六、新ニ宮號ヲ賜ハレハ其ノ職員ヲ新設シ皇族歳費
ヲ増ス。皇族財産ノ現状ニ鑑ミ執ラサル所ナリ

此際伏見宮ヨリ博忠王ノ御兄弟御一人臣籍ニ降下サレ、
華頂ノ家名ヲ賜ハルヲ可トス

(以上の読点は筆者)

要するに、華頂宮博忠王薨去後の華頂宮について、博忠

王薨去後他の皇族に直ちに華頂宮の称号を賜うことは、天
皇の思召しによるべきものであるから、法令上禁止されて
いないのであるが、皇室一家の主義を「粉更セシメ易キ
嫌」があること、皇族の養子は明治皇室典範第四十二条が
禁止するところであり宮家の継嗣を指定・選定することは
法規慣習が許さないこと、宮号の継承者を拡大し又は拡大
しようとする場合、当該宮号をそのまま賜う例は存在しな
いこと、当時新に宮号を賜るのは特例であったこと、華頂
宮という称号の復興は、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」
制定の「主旨」に反すること、及び、皇族歳費を増加する
ことは、皇室財産の現状に鑑みると不適當であることを理
由として、華頂宮の復活は不可であるとし、結論として、
博忠王の兄弟一人を臣籍降下し、華頂の家名を賜うのを可
とする旨記述してある。なお、ここで注意したいのは、華
頂宮の復興が「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」制定の趣旨
に反するとは書かれているものの、違反や違法とは書かれ
ていないことである。確かに、博信王は、「皇族ノ降下ニ
関スル施行準則」に該当する可能性のある王である。しか
し、ここで博信王が王の身分のまま継承することを「皇族
ノ降下ニ関スル施行準則」違反とは述べないで、「皇族ノ
降下ニ関スル施行準則」制定の「主旨」に反すると述べる

に止めているということとは、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」そのものの拘束力や例外を考える上で示唆に富んでいると言える。

しかも、この意見書は、前述の『牧野伸顕日記』における伏見宮博恭妃経子と併せて考えると、皇族の身分のまま博信王が華頂宮を継承することを封じるためのものであると考えられるから、逆に言えば、博信王が皇族の身分を維持したまま華頂宮の祭祀を継承できるよう策動する動きがあったと言える。もちろん、この動きは、決して大きいものではない。しかし、法的には可能なことを追求する動きであったことに注意すべきである。

イ、昭和天皇の御下問と東伏見邦英伯爵の身位問題にみる例外の可能性

次に、東伏見邦英伯爵が降下する際の事例である。久邇宮邦彦王の第三男子東伏見邦英（邦英王）の臣籍降下を控えた、昭和六年三月の昭和天皇の御下問に注目したい。

即ち、一木喜徳郎宮内大臣を通じて、元老西園寺公望に次の御下問をしている。

第一は皇室典範を改正して皇族に養子の制度を認めることの可否、

第二は華族階級に通減主義を取るの可否、

第三は久邇宮邦英王臣籍降下につきどの爵位が適当か、

この内容を収録している『西園寺公望伝』⁽³³⁾では、第一の質問と第三の質問が関連することを前提に、東伏見宮の祭祀を継承する予定の邦英王が「もし養子だと解釈すれば、爵位は伯爵ではなく侯爵が相当となる」とある。しかし、皇室典範を改正して養子とするのであれば、そもそも侯爵又は伯爵としてではなく、有栖川宮の祭祀を継いだ高松宮宣仁親王と同様、親王又は王として宮を承継するという話になるはずである。なぜなら、降下した王に賜うべき爵位については、明治皇室典範及び明治四十年皇室典範増補に規定が設けられていないことから、このための皇室典範の改正は、不要であるからだ。

しかも、邦英王については、読売新聞大正十一年六月二十八日朝刊五面に「東伏見宮殿下薨去のため御後繼に決まっている久邇宮第三王子邦英王殿下に新宮號宣下があるやに伝ふるものがあるが……」との記事がある。この記事が出たということは、敢えて邦英王が皇族として止まることをアピールしなかった者がいたのかもしれない。

しかし、『牧野伸顕文書』所収の「皇族ノ御養子ニ付テ」⁽³⁴⁾という意見書には以下の否定的な記述がある。

皇族ノ養子ヲ為スコトノ絶対ニ禁セラレタルヲ知ルヘシ。今仮ニ甲宮ニ御継嗣タルヘキ男子ナキノ故ヲ以テ甲宮ノ宮号ヲ継承セシムガ為乙宮ノ男子ヲ養育セラ

ル、カ如キハ明ニ違法ノ行為タリ。又仮ニ甲宮ニ御繼嗣タルヘキ男子ナキノ故ヲ以テ乙宮ノ男子ニ甲宮ノ祭祀ヲ絶タシメザルガ為メ又ハ御財産ヲ御讓与アラムカ為メ全ク別個ノ宮號(例ハハ丙宮)ヲ賜ルカ如キ場合アラムカ其ノ果シテ之ヲ養子ト看做スヘキヤ否ヤ又從テ之ヲ違法ナリト断スヘキヤ未タ逼ニ論断スヘカラスト雖……今日ニ於テハ又全ク時宜ニ適セサルナリ。今此ノ場合ニ於ケル新宮號ノ宣賜ヲ以テ養子ト看ルヘカラストスルモ尚斯ノ如キ事態ノ不可ナル

この意見書は、大正末から昭和初期にかけて書かれたものと思われる。昭和天皇の御下問との関係は不明であるが、内容からいって、東伏見宮において久邇宮邦彦王第三男子の邦英王を養育していることを意識して書かれたものと考えられるので、ここに載せた。この意見書は、更に、「是ニ仍テ之ヲ觀レハ仮令養子ニ非スト雖之ニ類スル方法ヲ以テ宮ヲ増益スルコトハ国法ノ欲セサル所ナルナリ」として、当時の現状では、養子に類似するものであつてもを認めることは不適切であるとしたうえで、もし、ある皇族が後継なくして薨去した場合、別のある皇族が縁故ある宮号を賜うことについても、「固ヨリ其ノ宮ノ偉勲其ノ他ニ鑑ミ」天皇陛下の勅旨で決められることであつて、これを濫りに願望してはならないとしている。

有栖川宮三代の勲功に鑑み、高松宮がその祭祀を継いだ事例を見れば、確かに、依仁親王も海軍で勲功を残しているとして、そのような御沙汰がある場合には、邦英王も皇族として東伏見宮の祭祀を継ぐことのできる途はあつたと考えることもできる。

もつとも、実際には邦英王は、臣籍降下の情願をなして、王の情願は、皇族会議及び枢密顧問の諮詢を経て允可されている。

この経過については明らかにされていないが、皇族の範圍拡大を抑制するために、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が制定されている上に、既に類似の事例において、輝久王及び博信王が皇族の身分で祭祀を承継されることが否定された、邦英王が東伏見宮で養育することにさえ懸念を持つものもいたのであるから、この状況に於いて、法的には可能であつても、邦英王も皇族の身分のまままで祭祀を継げる状況ではなかつたと言える。

しかし、このご下問の通り、明治皇室典範の改正が実現した場合、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」により、勅旨による降下の可能性のある王が、宮号を有する親王又は王の養子となつた場合、勅旨による降下の範圍から除外される可能性が生じることになる。

以上の例から、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」には、

明文の規定の他にも、例外の余地があり、現実に例外の可能性が探られていたことがあることがわかる。

六、占領下における「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の意義喪失と廃止

「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」については、前述した実効性と例外を考慮する必要があるものの、実際に明治四十年皇室典範増補第一条の施行準則として存在していたことは事実である。しかし、明治四十年皇室典範増補の廃止を待たずして、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、意義を喪失し、廃止されることになる。

終戦後、昭和二十一年五月三日より、生存者への叙勲が停止された。⁽⁵⁶⁾ また、同五月十六日に帝国議会に勅書を以つて「帝国憲法改正案」が提出されている。後に、日本国憲法となるこの改正案には、当初、華族制度等の貴族制度は原則廃止とし、憲法改正当時生存する一代に限りその地位を認めるとされていたが（第九十七条）、この規定が衆議院で削除されたため、結局は日本国憲法の施行を以つて、全面的に貴族制度を廃止することになった。

この状況下において、王を華族に列することは不可能であったと言ふべきであろう。賀陽宮恒憲王第二男子の治憲王（大正十五年七月三日生）は、昭和二十年十月一日に海軍

兵学校を繰上卒業し、翌二十一年七月三日に成年となり、貴族院議員となつてゐる。この状態であれば、従前の事例によれば、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の存在を背景として、臣籍降下の手続がなされるはずだが、管見の限りその形跡はなさそうである。しかも、王は勲一等に叙され、旭日大綬章を授けられるはずであるが（皇族身位令第十五条、治憲王は成年後も叙勲されていない。⁽⁵⁷⁾

この意味で、終戦後、華族制度の廃止が内定した段階で、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の意味は完全に喪失したと言える。

昭和二十一年十二月二十七日に、皇族会議及び枢密顧問の諮詢を経て「皇族ノ降下ニ関スル施行準則廃止ノ件」が裁可、施行され、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が廃止となつた。これは、前述した「皇室典範増補中改正ノ件」に付帯するものとして枢密院で同時に審議された、「皇族身位令中改正ノ件（昭和二十一年皇室令第二十七号）」、「皇統譜令中改正ノ件（昭和二十一年皇室令第二十八号）」及び「皇族ノ降下ニ関スル施行準則廃止ノ件」（非公布）が一括して制定されるときの一つである。即ち、明治四十年裁定の皇室典範増補の一部改正に伴う関連法令整理の際、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の廃止も同時に行われたのである。

この廃止の措置について、『枢密院会議筆記』の「一

皇室典範増補中改正ノ件、一 皇族身位令中改正ノ件、一 皇統譜令中改正ノ件、一 皇族ノ降下ニ関スル施行準則廃止ノ件⁽⁵⁸⁾には、潮恵之助枢密院審査委員長の審査報告において、「最近に於ける國情の変化と今後における皇族の地位に鑑み、変通の途が拓かれることの必要を考え、この際、本件を以てこれを廃止しようとするものである。」と説明している。

なぜ、日本国憲法の施行を控えた時期に廃止となったかは、不明である。ただ、当時、昭和二十二年十月十四日に臣籍降下することになる十一宮家の皇族方の問題も存在する上に、日本国憲法施行に伴い華族が廃止されることが決定していたので、華族制度の存在を前提とした諸法令や「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を含む内規が運用できなくなったことに起因すると考える。

正式な廃止日は、明治四十年皇室典範増補の一部改正がなされた昭和二十一年十二月二十七日であるが、このような事情の下では、華族制度廃止が確定した時点で既に意義を喪失していたと考えるのが妥当である。

ちなみに、日本国憲法施行に伴い、明治皇室典範並びに、明治四十年及び大正七年御裁定の皇室典範増補は、昭和二十二年五月一日の「皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件」により、翌五月二日限り廃止となったことを受け、皇室令及

び附属法令も同様に廃止されている（昭和二十二年皇室令第十二号）。このときに廃止となった皇室令及び附属法令の規定は、皇統譜令（昭和二十二年政令第一号）第一条の「皇統譜に関しては、当分の間、なお従前の例による」という規定や昭和二十二年五月三日宮内府長官官房文書課長発依命通牒第四十五号の規定により、現在でも一部が援用されているが、既に昭和二十一年十二月に廃止となった「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、当然援用の対象となっていない。従って、現在も援用されている一部の皇室令及び附属法令とは違い、何等の効力も有しない。

おわりに

本論文で明らかにしたのは以下の点である。

「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、「皇室典範」という形式の法の下位法であり、その性格上、明治皇室典範及び明治四十年皇室典範増補の枠内しか規定できないものであり、その法的性格から拘束力には自ずと限度があった。しかも、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の規定の例外的可能性を探る事例が存在したのである。すなわち、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」制定以後でも、一定世数以下の王の臣籍降下は絶対的ではなかったといえる。そして、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」は、昭和二十一年十二月二十

七日に廃止されたので、昭和二十二年皇室令第十二号で廃止された皇室令及び附属法令のように援用されているわけでもない。

よって、前述した「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の形式と効力に鑑みれば、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が存在していたことを根拠に、昭和二十二年十月十四日の臣籍降下が行われなかったとしても、一定世数以下の王は降下しなければならなかったという主張は妥当でないと私は考える。

ところで、近現代における宮号の継承の前例について振り返ると、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」制定時には全く想定されていない事態となっていることに気づく。

なんと直近の宮号継承は、伏見宮博明王（昭和二十一年八月十六日御祖父博恭王薨去による）となり、これ以後、宮号を継承した事例が存在していない。

これは、昭和二十二年十月十四日の十一宮家の臣籍降下に加え、昭和天皇の御弟君が御創立された秩父宮と高松宮は、それぞれ一代で御断絶となつてしまったためである。また、現在の皇室典範第九条のもとでは、依然、皇族の養子が禁止されているので、三笠宮とその分流の宮号も一代で御断絶することになる。

しかも、明治皇室典範施行以後の宮号継承事例は、明治

二十八年一月十五日の有栖川宮威仁親王（明治二十八年一月十五日御父君威仁親王薨去による）を除き、伏見宮邦家親王の子孫の事例しか存在しない。

このようなことに鑑みると、もし、華族制度を含む当時の制度が存続していた、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が存続していたとしても、この内規の例外を明確に検討しなければならぬ状態になっていたことも考えられる。

【参照勅語、法令、規則等】

一、貞愛親王、威仁親王ニ賜フ勅語（大正元年八月十三日『官報号外』「宮廷録事」掲載）

卿、累世ノ懿親ヲ以テ、多年力ヲ國家ニ致シ、德望共ニ隆シ、朕、猝ニ大喪ニ遭ヒ、菲徳ヲ以テ大統ヲ繼キ、夙夜淬勵、先帝ノ遺徳ヲ宣揚セムコトヲ期ス。卿、宜シク師佐スル所アリ、以テ朕力志ヲ成就セシムヘシ。（各通）

出典：「貞愛親王威仁親王ニ賜フ勅語」『大正詔勅・乾』（国立公文書館蔵）

「第一九五三詔 貞愛親王及威仁親王に賜はりたる勅語（大正元年八月十三日）」『縮刷版みことり』（錦正社・平成十四年）一〇六六・一〇六七頁

二、載仁親王殿下ニ賜ヒタル勅語（昭和元年十二月二十八日『官報号外』「宮廷録事」掲載）

朕、新大統ヲ承ケ、先朝ノ宏謨ヲ繼述セントス。負荷甚タ重ク、

憂念殊ニ深シ。卿、宗室ノ懿親ヲ以テ、兩朝ニ歴事シ、勤勞是レ積ミ、徳望是レ隆シ。其レ復タ朕カ躬ヲ匡輔シ、朕ヲシテ、皇祖孝暨ヒ皇孝ノ遺緒ヲ失墜スル無カラシメヨ。

出典…「載仁親王殿下ニ賜ヒタル勅語」「昭和詔勅」(国立公文書館蔵)

「第二〇二四詔 閑院宮載仁親王に賜はりたる勅語(昭和元年十二月二十八日)」「縮刷版みことり」(錦正社・平成十四年) 一〇九八・一〇九九頁

三、明治皇室典範(明治二十二年二月十一日)抄録

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇

太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王ト

シ五世以下ハ男ヲ女王ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統領ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ

女王王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但

シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子

又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

四、皇室典範増補(明治四十年二月十一日)抄録

但し、昭和二十一年十二月二十七日改正前のもの
第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第五條 第一条第二条第四条ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

※昭和二十一年十二月二十七日の改正により、第一条は、「内親王女王王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ臣籍ニ入ラシムルコトアルヘシ」と改められた。

五、皇族身位令(明治四十三年皇室令第二號)抄録

但し、昭和二十一年皇室令第二十七号による改正前のもの

第二十五條 皇室典範増補第一條ノ規定ニ依リ情願ヲ爲スニハ王

滿十五年以上タルコトヲ要ス

第二十六條 皇室典範増補第一條ノ規定ニ依リ華族ニ列セラレタ

ル者ハ一家ヲ創立ス同第四條ノ規定ニ依リ臣籍ニ降サレタル者

亦同シ

第二十七條 皇室典範増補第一條ノ規定ニ依リ華族ニ列セラレタ

ル者ニハ世襲財産ヲ賜フコトアルヘシ

六、皇室典範及同増補廢止ノ件(昭和二十二年五月一日)

明治二十二年裁定ノ皇室典範竝ニ明治四十年及大正七年裁定ノ

皇室典範増補ハ昭和二十二年五月二日限り之ヲ廢止ス

七、皇族ノ降下ニ関スル施行準則(大正九年五月十九日)

朕茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇族ノ降下ニ關スル施

行準則ヲ裁定シ其ノ施行ヲ命ス

第一條 皇玄孫ノ子孫タル王明治四十年二月十一日勅定ノ皇室典

一 範増補第一條及皇族身位條第二十五條ノ規定ニ依リ情願ヲ爲ササルトキハ長子孫ノ系統四世以内ヲ除クノ外勅旨ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列ス

第二條 前條ノ長子孫ノ系統ヲ定ムルハ皇位繼承ノ順序ニ依ル

第三條 長子孫ノ系統四世以内ニ在ル者子孫ナクシテ父祖ニ先チ薨去シタル場合ニ於テ兄弟タル王アルトキハ其ノ王皇位繼承ノ順序ニ從ヒ之ニ代ルモノトス

第四條 前數條ノ規定ハ皇室典範第三十二條ノ規定ニ依リ親王ノ號ヲ宣賜セラレタル皇兄弟ノ子孫ニ之ヲ準用ス

附則
此ノ準則ハ現在ノ宣下親王ノ子孫現ニ宮號ヲ有スル王ノ子孫並ニ兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用ス但シ第一條ニ定メタル世數ハ故邦家親王ノ子ヲ一世トシ實系ニヨリ之ヲ算ス
博恭王ハ長子孫ノ系統ニ在ルモノト看做ス
邦芳王及多嘉王ニハ此ノ準則ヲ適用セス

出典：JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A06050006500
「皇族ノ降下ニ關スル施行準則廢止ノ件」 枢密院御下付
案・昭和二十一年」及び『牧野伸顯文書』(国立国会図書館憲政資料室蔵)

八、皇族ノ降下ニ關スル施行準則廢止ノ件
(①、宮内大臣官房から枢密院への伝達文書)
宮内大臣官房官発第二一三三號
昭和二十一年十二月二十七日

宮内大臣子爵 松平慶民

樞密院議長 清水澄殿

曩ニ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢被為在候皇族ノ降下ニ關スル施行

準則廢止ノ件別紙ノ通御裁定有之候ニ付
御沙汰ニ依リ及伝達候也

(②、上記伝達文書に記載された本文)

朕茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇族ノ降下ニ關スル施行準則廢止ノ件ヲ裁定シ其ノ施行ヲ命ス
御名 御璽

昭和二十一年十二月二十七日

宮内大臣子爵 松平慶民

皇族ノ降下ニ關スル施行準則ハ之ヲ廢止ス

出典：JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A06050006500
「皇族ノ降下ニ關スル施行準則廢止ノ件」 枢密院御下付

案・昭和二十一年」

但し、本件は、施行の状況が明らかにされていないので、当該伝達文書ごと掲載し、括弧内は筆者が補足した。

九、明治四十年軍令第一号軍令ニ關スル件

朕軍令ニ關スル件ヲ制定シ之カ施行ヲ命ス
軍令第一號

第一條 陸海軍ノ統帥ニ關シ勅定ヲ經タル規程ハ之ヲ軍令トス

第二條 軍令ニシテ公示ヲ要スルモノニハ上諭ヲ附シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ主任ノ陸軍大臣海軍大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

第三條 軍令ノ公示ハ官報ヲ以テス

第四條 軍令ハ別段ノ施行時期ヲ定ムルモノノ外直ニ之ヲ施行ス

※昭和二十年十一月三十日軍令第五号「従前ノ軍令中陸軍大臣

等ニ關スル規定ノ件」により、この軍令中、「陸軍大臣」と

あるのは、「第一復員大臣」に、「海軍大臣」とあるのは、「第一復員大臣」に改められた。

十、昭和二十二年五月三日宮内府長官官房文書課発第四五号依命通牒

皇室令及び附属法令は、五月三日限り、廃止せられることになつたについては、事務は、概ね、左記により、取り扱うことになつたから、命によつて通牒する。

記

一、新法令が、できているものは、当然夫々、その條規によること。

(例) 皇室典範、宮内府法、宮内府法施行令、皇室經濟法、皇室經濟法の施行に関する法律、皇統譜令等)

二、政府部内一般に適用する法令は、当然、これを適用すること。(例) 官吏任用敍級令、官吏俸給令等)

三、従前の規定が、廃止となり、新しい規定が、できていないものは、従前の例に準じて、事務を処理すること。(例、皇室諸制典の附式、皇族の班位等)

四、前項の場合において、従前の例によれないものは、当分の内の案を立てて、伺いをした上、事務を処理すること。(例、宮中席次等)

五、部内限りの諸規則で、特別の事情のないものは、新規則ができるまで、従來の規則に準じて、事務を処理すること。特別の事情のあるものは、前項に準じて処理すること。(例、委任規定、非常災害処務規定等)

出典…大原康男『詳録・皇室をめぐる国会論議』(展転社・平成九年)二百四十五―二百四十六頁

十一、帝国憲法改正案(昭和二十一年五月十六日帝國議會に提出)第九十七條 この憲法施行の際現に華族その他の貴族の地位にある者については、その地位は、その生存中に限り、これを認める。但し、將來、華族その他の貴族たることにより、いかなる政治的權力も有しない。

註

(1) 秩父宮は、雍仁親王(大正天皇第二皇子)が大正十一年に宮号を賜わる。

(2) 高松宮は、宣仁親王(大正天皇第三皇子)が大正二年に宮号を賜わる。なお、同親王は、有栖川宮の祭祀を繼承する。

(3) 伏見宮は、崇光天皇第一皇子崇仁親王を祖とし、同親王の子である貞成親王の第一男子彦仁王が後花園天皇となつている。実系においては、南北朝時代に遡らないと内廷とつながらない。

(4) 有栖川宮は、好仁親王(後陽成天皇第七皇子)が、後水尾天皇の勅旨により、高松宮を創立。第二代良仁親王(後水尾天皇第七皇子)が大統を継ぎ後西天皇となる。第三代幸仁親王(後西天皇第二皇子)のとき、寛文十三年には、後水尾法皇の勸慮により、有栖川宮と改称した。第五代職仁親王(靈元天皇第十七皇子)以降は、靈元天皇の子孫が繼承した(高松宮『有栖川宮について』(昭和四十九年)一頁以下)。

(5) 例えば、明治二十一年五月十八日に成年以上の親王を枢密院會議に列することとされたが、この当時の親王は、有栖川宮熾仁親王、威仁親王(有栖川宮繼嗣)、伏見宮

貞愛親王、小松宮彰仁親王、依仁親王（小松宮継嗣）、閑院宮載仁親王、久邇宮朝彦親王、山階宮晃親王、北白川宮能久親王であり、すべて有栖川宮又は伏見宮若しくはその分流の方であった。

(6) 崇光天皇十五世孫、孝明天皇養子。

(7) 靈元天皇五世孫、明治天皇養子。

(8) 古川隆久『大正天皇』（吉川弘文館、平成十九年）百二十三頁、本稿【参照勅語、法令、規則等】欄の「貞愛親王、威仁親王ニ賜フ勅語」参照。なお、伊藤之雄「山県系官僚閥と天皇・元老・宮中」近代君主制の日英比較『法學論叢』百四十巻一・二号、五十八―百七十八頁によれば内大臣期の貞愛親王は摂政的（後見的）な役割であったとする。

(9) 崇光天皇十五世孫、孝明天皇養子

(10) 本稿【参照勅語、法令、規則等】欄の「載仁親王殿下ニ賜ヒタル勅語」参照

(11) 酒巻芳男「華族制度の研究―在りし日の華族制度―」（霞会館・昭和六十二年）「緒言」・三頁。酒巻氏は、「皇族」と云う観念は、日本では元來貴族と云う観念の外のものであらう。古事記、日本書紀の古い所では皇族は貴族と別になつて居る。藤原時代に至つてからはそれがや、混濁したやうに思われる。皇族を貴族とすれば天皇も亦貴族でなければならぬが我が國の観念ではさういふ事はないやうに思はれる。天皇の絶えた場合に血統の近遠如何に拘らず四親王家から猶子が出て皇統を襲ぐと云ふ往時の制度は天皇が国民の一員であるという事を示したものである。即ち皇族と云ふ観念は貴族と云ふ観念とは独立

して「天皇たることあるべき種族」と云ふことを表はしたものと思ふ。」と延べ、沿革的な見地から「皇族」と定義している。

(12) 神崎豊「一九四七年一〇月における一一宮家の皇籍離脱」『年報・日本現代史』一一号（現代史料出版・平成十八年）二百九十一―三百二十一頁。

(13) 永井和「波多野敬直宮内大臣辞職顛末…一九二〇年の皇族会議（杉橋隆夫教授退職記念論集）」『立命館文学』六二四号（平成二十四年・立命館大学）七百八十一―七百九十九頁。

(14) 市村慎一『皇室典範を改正しなければ宮家がなくなる』（藤原書店・平成二十四年）三十二―三十五頁。同氏「皇室典範の改正…諮問事項についての所見」（平成二十四年四月二十四日付、同年四月二十三日の皇室制度に関する有識者のヒアリング配布資料）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koushitsu/dai4/siryou1.pdf>

所功「皇室典範と女性宮家」（勉誠出版・平成二十四年）百十一―百十五頁。同氏「皇族の「養子」に関する史的考察」『産大法学』四十四巻一号（京都産業大学、平成二十二年）三百二十四―三百五十一頁。但し、所功氏は、皇族の状況変化に依り準則自体が見直されることになった可能性も少なくないとも指摘している。

(15) 平成二十四年に行われた有識者ヒアリングの「別添2 参考資料」。「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」に関する記述については、平成十七年の皇室典範に関する有識者会議の資料と全く同一。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koushitsu/pdf/121005koushitsu.pdf>

(16) 前掲所功「皇室典範と女性宮家」百十一頁百十五頁において、皇族の状況変化に依り準則自体が見直されることになった可能性も少なくないとも指摘している。

(17) 「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」の制定過程については、梶田明宏・内藤一成「倉富雄三郎日記」「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」関係抄録(大正八年)、『書陵部紀要』五十二号(宮内庁書陵部・平成十二年)七十九頁、前掲永井和「波多野敬直宮内大臣辞職顛末」一九二〇年の皇族会議(杉橋隆夫教授退職記念論集)五百二十五頁、梶田明宏「特集ドキュメント 戦前の皇族降下―旧憲法と旧皇室典範下における皇族降下の真相」『歴史読本』通巻八百七号(新人物往来社・平成十八年十一月)第二百三十八頁参照。

(18) これは、それまで、内廷の親王だけでは皇室の安泰が確保できず、四親王家及びその子孫に依存してきた経緯を受けてのものと考えられる。実際に、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」制定時の皇族会議の成員は、裕仁親王を除き、伏見宮及びその分流に属する親王又は王だけであった。その意味では、附則の規定とはいえ、実質的には原則を規定したものであると言える。

(19) 皇族附職員官制(昭和五年三月三日皇室令第三号)によれば、宮号を賜った皇族には、別当、宮内事務官及び宮内属を配置することとされていた。なお、皇族附職員官制は、明治四十年皇室令第七号を全面改正したものであって、全面改正前は、家令、家扶及び家従を配置することとし(第一条)、親王については、別当を配置することができるとしていた(第五条)。

(20) 「華頂宮ノ称號ハ絶ユ」『牧野伸顕文書』(国立国会図書館憲政資料室蔵)。華頂宮博忠王薨去(大正十三年三月二十四日)後に書かれたものと思われる。なお、この意見書の作者は不明である。

(21) 野村信考「憲法大綱」(巖松堂、昭和十年)百四十一頁、酒巻芳男「皇室制度講話」(岩波書店・昭和九年)八十四頁

(22) 伊東博文「皇室典範義解」(国家学会・明治二十二年)皇室典範第三十五条「皇族ハ天皇之ヲ監督ス」の解説部分冒頭。

(23) 威仁親王が有栖川宮の継嗣になったのは、明治皇室典範制定前であり、明治十一年五月十八日に勅許を得たことによる(威仁親王行実編纂会『威仁親王行実』(高松宮、大正十五年)二十五頁)。なお、明治皇室典範制定以後も、同第六十条の規定にかかわらず、威仁親王が継承したということは、同第四十二条の規定により、兄弟間の宮号継承が禁止されていたというわけではないと考える。

(24) 例えば、梨本宮守正王は、男子なく、終に宮号継承者が定められることはなかったように、他の兄弟に宮号のない親王又は王がいたとしても、他の宮に属する場合は継承の対象とならなかった。

(25) 「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」に関係のない明治四十年皇室典範増補の臣籍降下規定として、王が勅許により華族の家督相続人或いは華族の家督相続を目的として養子となること(第二条)及び特権を剝奪された皇族が勅旨により臣籍に列すること(第四条)が存在したが、いずれも事例が存在しない。

(26) 昭和二十一年十二月二十七日の皇室典範増補の一部改正

によって、王が降下した場合であっても華族に列しないこととされたのであるが、華族制度の禁止を定めた日本国憲法の施行を控えた改正であり、この改正規定によって、臣籍降下した事例が存在しないのであるから、やはり、明治四十年裁定の皇室典範増補特有の制度であると言える。昭和二十二年十月十四日に皇族の身分を離れた皇族は、皇室典範増補廃止前の昭和二十二年五月一日に、情願の手續をなしたようであるが(閑院純仁「私の自叙伝」(人物往来社・昭和四十一年)四百二十一―四百二十一頁)。この事案は、皇室典範増補廃止後、日本国憲法及び皇室典範(昭和二十二年法律第三号)の下で開催された皇室会議で臣籍降下が実現したのであるから、明治四十年裁定の皇室典範増補の下における事例とするのは不適切であると考ええる。

(27) 伏見宮貞愛親王には博恭王及び邦芳王がおられた。

(28) 山階宮武彦王に子はおられなかったが、弟の芳麿王、藤麿王、萩麿王、茂麿王がおられた。

(29) 久邇宮邦彦王には、朝融王、邦久王、邦英王がおられた。

(30) 東久邇宮稔彦王には、盛厚王、師正王がおられた(大正九年五月一日時点)。

(31) 朝香宮鳩彦王には、孚彦王、正彦王がおられた。

(32) 原田一明「明治四十年皇室典範「増補」考」『國學院法学』第四十卷第四号(國學院大學法学会、平成十五年)二百九頁。なお、高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程―2―皇族の権威の社会化過程」『社会科学』28号(同志社大学人文科学研究所、昭和五十六年)八十九頁によ

れば、明治四十年皇室典範増補によって永世皇族主義が事実上廃止されたとするが、実際に臣籍降下をしない限り、何世代にも亘って皇族の身分を保持できるので、同増補施行以後も永世皇族主義は存続していたと解する。

(33) 前掲永井和「波多野宮内大臣辞職顛末」五百五頁。倉富勇三郎日記(国書刊行会、平成二十二年)大正九年五月十九日条五百五十六、五百五十七頁。

(34) 『JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:A03033626200』
枢密院会議筆記・一、大豆、生牛肉、鳥卵、綿織糸及綿織物ノ輸入税ノ低減又ハ免除ニ関スル件・一、独逸国等ニ属スル財産管理ノ件・一、皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件・大正九年三月十七日(国立公文書館)。

(35) 『皇室典範増補中改正ノ件』『枢密院決議・昭和二十一年十二月二十四日決議』(国立公文書館蔵)。

(36) 『JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:A06050068600』
枢密院決議・昭和二十一年十二月二十四日決議(国立公文書館)。

(37) 国立国会図書館憲政資料室蔵。

(38) 清水澄がこの御進講資料を著した時点で、明治四十年皇室典範増補により、臣籍降下したのは、輝久王、芳麿王及び邦久王であり、いずれも情願によるものだった。この後、日本国憲法施行に至るまで、勅旨による臣籍降下の事例は皆無である。

(39) 『JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:A06050021100』
枢密院委員会録「皇室典範増補中改正ノ件外三件」・昭和二十一年(国立公文書館)。

(40) 『JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:A03033626200』

枢密院会議筆記・一、大豆、生牛肉、鳥卵、綿織糸及綿織物ノ輸入税ノ低減又ハ免除ニ関スル件・一、独逸国等ニ属スル財産管理ノ件・一、皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件・大正九年三月十七日(国立公文書館)』

(41) 国立国会図書館憲政資料室蔵(昭和十四年五月作)。牧野伯爵は、昭和十年に宮内大臣の地位を退職していたが、時折下問に応じていたようである。ただ、昭和十四年時点で作成された理由は、管見の限り不明である。

(42) 有賀長雄『法制講義』(早稲田大学出版社・明治四十二年)九十五頁以下。同『国法学』(早稲田大学出版社・明治三十八年)二百八十三頁以下。

(43) 現在でも、例えば、平成二十四年に改定された「電子商取引及び情報財取引に関する準則」(経済産業省において、電子商取引、情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにするためのもの)等のように、「準則」という名のものは、行政の解釈や運用の指針を示したにすぎない。

(44) 前掲永井和「波多野宮内大臣辞職顛末」五百二頁。

(45) 原剛「陸海軍文書について」『戦史研究年報』三号(防衛庁防衛研究所・平成十二年)百十二頁。中尾裕次「史料紹介」『軍令ニ関スル件』『戦史研究年報』第四号(防衛庁防衛研究所・平成十三年三月)百二十四〜百三十七頁。なお、公布の対象となる「軍令」についても、同様の内容の上諭が附され、公布についての記載がなかった。田上稜治『法律による行政』(有斐閣・昭和十七年)五八頁以下。

(47) 前掲原田一明「明治四十年皇室典範」『増補』考』百九十五頁、三浦周行『法制史の研究』(岩波書店、大正八年)百五十四頁以下。

(48) 酒卷芳男『皇室制度講話』(岩波書店、昭和九年)五十六頁。

(49) 前掲神崎豊「一九四七年一〇月における一一宮家の皇籍離脱」二百九十七頁等。

(50) 「勲一等茂磨王殿下二家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラルルノ件」『枢密院会議案 昭和四年十二月十一日』(国立公文書館蔵)に「将来臣籍に降下すべき皇族」という表が添付されており、各宮家の第二男子たる王以下の名が列記してあった。実際には、次に掲げる十二の王が降下した。

(一)、芳磨王(菊磨王第二男子、明治三十三年七月五日生、大正九年七月二十四日降下)

(二)、邦久王(邦彦王第二男子、明治三十五年三月十日生、大正十二年十二月七日降下)

(三)、博信王(博恭王第三男子、明治三十八年五月二十二日生、大正十五年十二月七日降下)

(四)、藤磨王(菊磨王第三男子、明治三十八年二月二十五日生、昭和三年七月二十日降下)

(五)、萩磨王(菊磨王第四男子、明治三十九年四月二十一日生、昭和三年七月二十日降下)

(六)、茂磨王(菊磨王第五男子、明治四十一年四月二十九日生、昭和四年十二月二十四日降下)

(七)、邦英王(邦彦王第三男子、明治四十三年五月十六日生、昭和六年四月四日降下)

(八)、博英王(博恭王第四男子、大正元年十月四日生、

昭和十一年四月一日降下)

(九) 正彦王(鳩彦王第二男子、大正三年一月五日生、昭和十一年四月一日降下)

(十) 彰常王(稔彦王第三男子、大正九年五月十三日生、昭和十五年十月二十五日降下)

(十一) 家彦王(多嘉王第二男子、大正九年三月七日生、昭和十七年十月五日降下)

(十二) 徳彦王(多嘉王第三男子、大正十一年十一月十九日生、昭和十八年六月七日降下)

(51) 前掲梶田明宏「特集ドキュメント 戦前の皇族降下―旧憲法と旧皇室典範下における皇族降下の真相」第二頁三十八頁。

(52) 伊藤隆、広瀬順皓編『牧野伸顕日記』(中央公論社・平成二年)。

(53) 立命館大学西園寺公望伝編纂委員会『西園寺公望伝』(岩波書店、平成八年)第四卷二百二頁大正八年十一月二十一日条「(波多野宮内大臣は)、高松宮【宣仁親王】カ有栖川宮ノ跡ヲ御続キ成サレタル位ノコトハ出来ルモノト思ヒ居ラル、模様ナルカ如シ、川島令次郎【東伏見宮別当】杯モ其ノ様ニ思ヒ居ル様ナリ。」なお、【一】は、この文書を引用した宮内庁書陵紀要第五十三号の通り为宜のため付け足したものである。「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」関係妙録』『宮内庁書陵部紀要』第五十三号(宮内庁書陵部・平成十二年)七十九頁から九十四頁まで所収。

(54) 「皇族ノ御養子ニ付テ」『牧野伸顕文書』所収 国会図書館憲政資料室蔵。

(55) 『倉富勇三郎日記』大正八年十一月二十一日条(皇族ノ降下ニ関スル施行準則)関係妙録』『宮内庁書陵部紀要』第五十三号(宮内庁書陵部・平成十二年)七十九頁―九十四頁より引用)「(波多野宮内大臣は)、高松宮【宣仁親王】カ有栖川宮ノ跡ヲ御続キ成サレタル位ノコトハ出来ルモノト思ヒ居ラル、模様ナルカ如シ、川島令次郎【東伏見宮別当】杯モ其ノ様ニ思ヒ居ル様ナリ。」なお、【一】は、この文書を引用した宮内庁書陵紀要第五十三号の通り为宜のため付け足したものである。また、同年四月二日条にも、この問題の記述がある。

(56) 政府における栄典の授与については、昭和二十一年五月三日に、「官吏任用叙級令施行に伴ふ官吏に対する叙位及び叙勲並びに貴族院及び衆議院の議長、副議長、議員又は市町村長及び市町村助役に対する叙勲の取扱に関する件」が閣議決定を経て裁可されている。

(57) 治憲王は、昭和二十二年十月十四日、皇室典範(昭和二十二年法律第三号)第十三条「皇族の身分を離れる親王又は、王の妃並びに直系尊属及びその妃は、……同時に皇族の身分を離れる」という規定により、臣籍降下した。降下後外務省に入省し、平成八年に勲二等に叙され旭日重光章を授けられる。

(58) 『JACAR(アジア歴史資料センター) Ref:A0650039000』枢密院会議筆記・昭和二十一年十二月二十四日(国立公文書館)。

(早稲田大学大学院修了)